

令和元年 5 月 1 7 日
(金曜日)

令和元年 第 3 回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| | | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | 議案第1号 | 幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 5 | 議案第2号 | 工事請負契約の締結について（町道幌延下沼線過疎対策道路改良工事） |
| 6 | 議案第3号 | 財産の取得について（除雪専用車10t購入） |
| | | 閉会宣告 |

本日の会議の順序

- | | | |
|---------|--|------------|
| | | 開会宣告及び会議宣告 |
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 〃 2 | | 会 期 の 決 定 |
| 〃 3 | | 諸 般 の 報 告 |
| 〃 4 | | 議 案 第 1 号 |
| | | 休 憩 宣 告 |
| | | 開 議 宣 告 |
| 〃 5 | | 議 案 第 2 号 |
| | | 休 憩 宣 告 |
| | | 開 議 宣 告 |
| 日 程 第 6 | | 議 案 第 3 号 |
| | | 閉 会 宣 告 |

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	富 樫 直 敏
	2 番	斎 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

欠席議員（1名）

5 番	岡 本 則 夫
-----	---------

出席説明員

町	長	野々村	仁
農業委員会	会長	卯子澤	芳彦
副町	長	岩川	実樹
教育	長	木澤	瑞浩

総務財政課	長	藤井	和之
住民生活課	長	早坂	敦
保健福祉課	長	村上	貴紀
産業振興課	長	山本	基継
建設管理課	長	島田	幸司

総務グループ主幹	伊藤	崇
建設管理課技術長	植村	光弘

教育次長	伊藤	一男
------	----	----

町立診療所事務長	(早坂)	敦
----------	------	---

農業委員会事務局長	(山本)	基継
-----------	------	----

総務係長	梶	淳
------	---	---

議会事務局職員出席者

事務局	長	藤田	秀紀
主事	事	満保	希来

(10時00分開 会)

議長 長 高 橋 秀 之 君

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において1番 富樫直敏君、2番 斎賀弘孝君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月17日、1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日、1日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、課税限度額、及び、軽減判定所得の算定に係る軽減判定基準の引き上げに係る改正であります。

それでは、配布しております、新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第2条第2項の改正については、課税限度額を引き上げる改正で、医療費分である基礎課税限度額58万円を61万円に改正するものであります。第13条の改正については、第2条の課税限度額の改正との関連から、その引用する額を改めるものであります。また、同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額27万5千円を28万円に引き上げ、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額50万円を51万円に引き上げる改正であります。

次に附則でありますが、第1項は施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。第2項は、改正後の条例の適用する年度について規定しております。以上、議案第1号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

本案については、わたくしが、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ここで、暫時休憩します。

(10時05分 休憩)

(高橋議長退席)

(10時06分 開議)

副議長 西澤裕之君

休憩を解いて会議を再開します。

ただいま、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が退席のあいだ、私が代わって、議長の職務を行うことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、議題となっております、議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第2号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、平成31年度施行町道幌延下沼線過疎対策道路改良工事であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札であります。

契約金額は7,810万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8 株式会社高橋建設 代表取締役 高橋和子氏で、現在仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、道路改良事業で、路盤工、舗装工共に310メートルで、令和元年12月10日までの工期であります。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

副議長 西澤 裕之 君

これより、質疑を行います。

2 番 斎賀 弘孝 君

昨年からの引き続きなんですけども、距離なんですけど、31年度の工事が完了すれば、1,661メートルなんですけど、来年度以降もまだ延長してこの工事が続くのかどうか1点。

それともう1点は、指名競争入札ということで、他にどの事業所が指名競争入札に参加されたのか、その状況をお伺いします。

建設管理課長 島田 幸司 君

はい、お答えいたします。

来年度以降の工事の計画等については、来年の予算がこれからですので、計画どおりには進めていく予定ではありますが、あと残りの施工区間がまだ距離があるものですから、継続的に今後進めていくような形で今は予定しております。

また、指名競争入札で何社を指名しているのかということで、会社名は控えさせていただきますけれども、地元3社、天塩1社、豊富1社の計5社でございます。

2 番 斎賀 弘孝 君

会社名を控えるということなんですけど、控える理由はあるのかどうか、まず1点伺います。

それと、今年の大きな道路工事は、1本だと思なんですけども、他にもまだ途中で区切りがついて、手を付けていない箇所が何ヵ所もあると思なんですけども、今年度はこの1ヵ所だけっていうのは、どういうことからこの1ヵ所になったのかを2つ目にお伺いしたい。

あと3点目は、この道路ですね、今までも工事もそうだったんですけれども、この310メートルの間には、遮断機がありますよね。取り付け道路があつて。そこは使われてない遮断機とかもあるんですけど、そこの取り付け道路の工事までするのかどうかを伺います。

建設管理課長 島田 幸司 君

まずですね、なぜ会社名を公表しないのかということなんですけれども、幌延町建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱等でですね、指名した業者さんについては、建設管理課のほうで閲覧することになっています。というふうになっていますので、もし、業者さんのお名前を知りたいければ、建設管理課のほうに来ていただければ、閲覧できますのでよろしくお願いいたします。

あと、その他の質問で、遮断機等の質問がありましたけれども、技術長のほうからお答えいたします。

建設管理課技術長 植村 光弘 君

確認したいんですが、遮断機って踏切のところでしょうか。

(斎賀議員「はい」)

踏切のところにつきましてはですね、幌延下沼線のほうから、あそこを通過して、採草地ですか。そちらに行く、取り付けとなっております。道路もありますので、それで直しております。

あと、今年やる部分のところで、1ヵ所、北西側に向かって行くと右側のほうにカーブの手前ですね、そこにも取りつけがありますので、それは、また採草地に行く既設の道路なので、そちらのほうもやるということになっております。

町 長 野々村 仁 君

この線で、この後ということは、先ほど課長がご説明したとおり、計画路線がまだ終わっていない、この継続の道路になってございます。

今年度もどのような形で予算配分をするかということで大変悩みました。ここがいつもやっているとおり150で終わるということになると、ちょうどカーブの頂点に合わせるのに大変危険な箇所となるということがありまして、既存の道路自体にちょうどカーブの手前のところまで、すりつけた状態がこの310メートルという、そういう距離になって、安全対策上、そこまで今回は延ばして、予算の関係でありますから、この先どういうふうに変わるかわかりませんが、1回、そこでこちらの予定を休止をしながら、急ぐ箇所を進めていきたいというのが、今回の予算の配置でもありました。

どこか手をつけて、途中でどこか長く止めておくというわけにも、なかなか危険な状態では、その状態の中では、ここが1番すりつけには良かったというところで、310メートルの大きな予算になったというところでもあります。

それから、それぞれ手のつけていない計画上載ってる、まだ手の付いていない道路等もございますので、それらを悪い箇所から少しずつ直していかなければならないところも踏まえて、今回ここで1回休める場所までくっつけたというのが、今回の予算の張りつけです。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

現在町では、昨年から土木技術員の職員を募集していますが、それらもまだ不足してると思うんですけども、それらも道路工事の影響がありますか。

町 長 野々村 仁 君

一生懸命、うちの職員、頑張ってくださいまして。

それでも、今の働き方改革というところからいけば、少しずつ加重が多過ぎるというところもございますけども、現在のところ、その要件によって、支障をきたしてるということはない。頑張ってくださいましてと思ってます。

ただ、職員が少しでも肩の力が抜けるように、職員を募集をしているところでもあります。なかなか技術職員が見つからないというのが現状でございます。

今後についても、この技術職員については、募集をしていきながら、少しでも、そういう過重労働にならない対策をとっていきたいなと思ってございます。

副 議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、議長の職務を交替します。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(10時16分 休 憩)

(議長入場)

(10時17分 開 議)

議 長 高 橋 秀 之 君

休憩を解いて会議を再開します。

日程第6 議案第3号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第3号「財産の取得について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案記載の除雪専用車購入契約について、提案するものであります。

契約の目的は、除雪専用車10トン機械器具購入であります。品名および数量は、除雪専用車10トン1台であります。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は4,950万円であります。

契約の相手方は、旭川市末広1条15丁目5番26号 UDトラックス北海道株式会社旭川支店 支店長 五十嵐 敏昭氏と現在、仮契約中であります。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

今回の除雪車10トンは、現在の体制の増強のための入替えか、それとも新旧交代で入替えするのかお伺いしたいのがまず1点。

2点目に機械器具購入ということで、マックレーは付いてるのか、付いてないのかお伺いします。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

ただいまの質問にお答えします。

今回ですね、購入させていただく機械につきましては、更新という形になります。

それと、10トンでマックレーが付いている機種になります。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

このUDトラックスさんからは、平成27年に10トン車、マックレー付いてないやつを購入したんですけど、平成28年には7トン、平成29年には同じく7トンということで、

この5年間にも3台ほどお世話になってるところなんですけども、たまたま同じ会社の機械ということで、使用される業者の方も同じ機種だから仕事しやすいと思うんですけども、今後もうこういうふうになるべくなら、運転手さん、オペレーターさんが運転しやすいように、同じメーカーの機械を揃えていくのか良いのか、それとも入札によって安い機械を購入していったら良いのか。どちらが今後よろしいと思いますか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

ただいまの質問にお答えします。

基本的には指名競争入札で行っていることが基本ですので、ご理解のほどお願いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

他に質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年第3回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(10時21分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 1 番 富樫 直敏

署名議員 2 番 斎賀 弘孝

以上、記録する。

主 事 満保 希来